

北播磨総合医療センター企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程

〔平成25年4月1日〕
企業管理規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成25年北播磨総合医療センター企業団条例第6号）第2条第3号の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の免除について必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員があらかじめ企業長又はその委任を受けた者の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるところにより、職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 職務遂行に関し密接な関連のある国、県又は他の地方公共団体若しくはその他の公共的団体の職務に従事する場合で、その職務に従事する期間
- (2) 職務遂行に関し密接な関連のある国、県又は地方公共団体若しくはその他の公共的団体が設置する審議会、委員会、学会、研究会等に出席する場合で、それに必要な時間
- (3) 職員としての教養のための講習会、講演会等に参加する場合で、それに必要な時間
- (4) 勤務条件等に関し、企業団に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合で、それに必要な時間
- (5) 職務の遂行に関連のある資格試験を受験する場合で、それに必要な時間
- (6) 公益上又は職務に関連のある研修会、講演会、公聴会等の講師となる場合で、それに必要な時間
- (7) 消防団員として、消防活動に従事する場合で、それに必要な時間
- (8) 労働組合の役員として、企業団当局と適法な交渉を行う場合で、それに必要な時間
- (9) 総合的な健康診査で企業長が定めるものを受ける場合で、それに必要な時間
- (10) 妊娠中の職員が請求した場合において、当該職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ

る場合で、正規の勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲でそれぞれ必要とされる時間

(11) 妊娠中の職員が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる職務に従事する場合において、適宜休息し、又は捕食する場合

(12) 前各号に定めるほか、企業長が特に承認した場合

第3条 前条の規定による職務の免除を受けようとする者は、様式第1号により企業長に申請し、承認を得るものとする。ただし、同条第8号による場合は、様式第2号により人事担当部長が、当該職員の所属長に職務免除の通知をすることにより申請及び承認に代わるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。